

第4章 基本方針と施策目標

I 元気にいきいきと暮らす

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

社会において役割があることや、自分の得意なことを活かせる場があることは、高齢者にとって「生きがい」につながります。感染症等に配慮しつつ、趣味活動やスポーツ、生涯学習など、人との交流や通いの場を通じた仲間づくりや生きがいづくりを支援します。また、高齢者が培ってきた知識や技能・技術、経験が発揮され、社会で活躍する地域づくりを目指します。

【主な取組】

項目	内容
地域福祉拠点等関連事業	半田市老人福祉センター（雁宿ホール内）にある浴場や教養娯楽室、機能回復訓練室などを運営します。 また、地域福祉の拠点となる半田市亀崎総合福祉センターや地域ふれあい施設などの運営も見守っていきます。
老人クラブ活動助成事業	老人クラブの活動に対し、運営を補助するとともに P R に努め、高齢者の社会参加を引き続き推進します。
高齢者能力活用推進事業 （シルバー人材センター）	新規会員登録を促進するための P R 活動や就業機会の拡大を図るとともに、補助金を交付し半田市シルバー人材センターの運営を支援します。
長寿訪問等事業	長寿を祝福するため、祝金の贈呈や、プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚の祝い式典を実施します。
高齢者健康祝事業	健康寿命の延伸に貢献している高齢者に敬意を表し、数え 88 歳の節目で祝金を贈呈します。
高齢者スポーツ教室事業	高齢者の心身の活性化のため、総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツ教室を開催します。

★ 高齢者の社会参加について ★

役割のある形での高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動の場の提供について検討します。楽しみながら、役割を持って社会参加することで、高齢者の方が主体的に生き生きと活動することで、結果として介護予防にもつながると考えます。

(2) 介護予防の推進

高齢期は、年齢とともに心身や認知機能、活力が低下した虚弱な状態（フレイル）になる傾向があります。病気ではありませんが、介護が必要になりやすく、健康と要介護の間の状態です。早く気づいて対策を行えば、元の健常な状態に戻る可能性もあるため、定期的なチェックや早めに予防に取り組むための環境整備を進めます。

また、認知機能の低下は早期発見・早期対応とともに、認知症が診断された後も進行を緩やかにする等、重症化予防も進めます。

【主な取組】

項目	内容
コグニ倶楽部	国立長寿医療研究センターと共同で実施する介護予防教室です。市内公園でスマートフォンを用いて運動と脳トレを並行して行う運動コースと健講座コースを実施します。
脳とからだのトレーニング教室	公文学習教材やコグニサイズなどの認知機能低下予防プログラム、体操やレクリエーションを行い、脳と身体を活性化する認知症予防教室を実施します。
通いの場（げんきスポット）活動支援事業	地域住民が介護予防のために活動する通いの場「げんきスポット」の運営を補助します。
通所型サービスB（地域支え合い型）	ボランティアグループが体操、レクリエーションを行います。要支援の認定を受けた方などが機能回復のために参加します。
通所型サービスC（運動特化型）	理学療法士や柔道整復師等により短期集中の運動機能向上プログラムを提供し、心身機能の維持・改善に取り組みます。
地域リハビリテーション活動支援事業	（公益）愛知県柔道整復師会や（公益）愛知県理学療法士会、半田市立半田病院等と協働で、理学療法士等が通いの場等で運動指導や市民運営ボランティアの研修等を行い、運動によるフレイル予防を進めます。

★ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施 ★

本市では、75歳以上の方を対象に健康診断（通称 フレイル健診）を実施し、病気の早期発見とフレイルのリスク判定を行っています。フレイルのリスクとは、低栄養、口腔機能の低下、運動機能の低下、生活習慣病等の重症化等です。これに該当すると、保健師や管理栄養士が家庭訪問し、個別に保健指導を行います。また、地域の通いの場など身近な場所では、柔道整復師や理学療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が健康講話や体力チェックなどを行い、健康づくりや介護予防を学ぶ機会を提供しています。

Ⅱ 年を重ねても安心して暮らす

(1) 安心して暮らし続けるための支援

住まいの確保に関する支援体制の充実を図るとともに、自宅での生活が困難になってきたときに、高齢者の生活をサポートできるよう福祉サービスを提供します。

【主な取組】

項目	内容
居住支援協議会の設立に向けた検討会議	住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保や要配慮者の居住支援等を行うための協議会の設立を検討します。
外出支援サービス事業	タクシー料金の一部助成を行い、介護なしでは外出することができない高齢者の外出を支援します。
高齢者移動支援推進事業	車いす等によりバスの乗降が困難な方のために、地区路線バスと同一区域内におけるデマンド運行を行い、移動を支援します。
高齢者配食サービス事業	昼食を手渡して配達することで、調理が困難な高齢者の低栄養を 방지、あわせて安否の確認を行います。
寝具乾燥クリーニング事業	寝具の衛生管理を支援するため、掛布団、敷布団、毛布を高齢者宅へ回収及び返却に伺い、クリーニングを行います。 世帯全員が要介護認定1以上の方などが利用できます。
高齢者等訪問収集事業	自力でのごみ出しが困難な高齢者に対し、ごみの回収を行います。
緊急通報体制整備事業	虚弱な状態にある高齢者に対し、急病などの緊急事態を通報する装置を貸与し、24時間体制の緊急対応サービスをします。
寝たきり高齢者理髪サービス事業	ねたきりの高齢者宅へ理容師が訪問し理髪を行います。
介護用品支給事業	家族介護者に対し、介護用品クーポン券を支給して、介護にかかる経済的負担の軽減を行います。
シルバーハウジング管理運営事業	県営乙川住宅内のシルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し生活指導・相談等のサービスを提供することにより、安心して自立した生活を送れるよう支援します。また、生活相談室の管理・運営を行うことにより、入居者の交流を促進します。

(2) 住民相互の支え合い

高齢者の地域における生活を支えるために、医療・介護の専門分野だけではなく、住民、ボランティア、地域の助け合い組織などの多様な主体によって生活支援サービスが提供される仕組みづくりが大切です。

【主な取組】

項 目	内 容
生活支援コーディネーターとの地域づくり	日常生活圏域（＝中学校区）ごとに1人ずつ生活支援コーディネーターを配置し、地域組織やボランティア、民間企業の地域貢献事業など多様な主体が生活支援サービスを提供できる地域づくりを進めます。
介護予防・生活支援協議会 第1層：市全体を統括する協議体 第2層：日常生活圏域（＝中学校区）ごとに置かれる協議の場	○介護予防・生活支援協議会の開催・運営 生活支援コーディネーターだけで地域づくりを行うことはできないため、地域代表で構成される協議体（第1層）を開催し、地域の課題を協議します。 ○地域ささえあい活動計画の推進（第2層）「地区ささえあい活動計画」に基づき、協議するだけでなく地域の活動を推進・促進する場として進めていきます。
訪問型サービスB（生活支援型）	市の研修受講者などが、ごみ出しや掃除、話し相手となつての傾聴など、定期的な生活支援（ちよいサポ）を行います。 事業対象者・要支援の認定を受けた方が利用できます。
訪問型サービスB（地域支え合い型）	地域のボランティア団体が、ちょっとした困りごとや草取りなどの定期的でない生活支援を行います。 事業対象者・要支援の認定を受けた方が利用できます。

(3) 地域における見守りと災害時の支援

地域での日頃からの見守りや災害時の支援体制など、様々な場面を想定し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

【主な取組】

項目	内容
地域の見守り協定	新聞販売店、生活協同組合、金融機関、シルバー人材センター、柔道整復師会、保険会社、電力会社、ガス会社など、各社との見守り協定の締結を促進します。
見守り・探索に関する取組	○行方不明高齢者等検索機器（SANAタグ）の無料貸出 ○行方不明・見守りSOSネットワークの普及 ○高齢者見守りメールの配信 ○住民主体の行方不明者検索模擬訓練の実施
災害時要配慮者避難支援	高齢の方や障がいのある方など、地震等災害時に安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所等の体制整備を図ります。
防犯・災害対策	高齢者世帯の家具の転倒防止機器を無料で取付けや、感震ブレーカー（簡易タイプ）の購入費を一部助成します。

★ 福祉避難所 ★

大規模な災害時には、多くの被災者が長期に渡って、避難所での生活を余儀なくされるため、心身の健康確保が課題となります。高齢者や障がいのある方については、一般の避難所で過ごすことが困難の場合があり、そうした方の避難所として福祉避難所があります。しかしながら、実際災害がおこったとき自分がどうすればいいのか分からないという声も聞きます。今後、福祉避難所毎に受け入れる対象者を特定するなど、より避難しやすい福祉避難所となるよう検討していきます。

Ⅲ 認知症になったときも支えあいながら共に生きる

(1) 市民の理解増進

若年性認知症を含む認知症施策の目標は、できるだけ多くの市民に認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めてもらうことです。さまざまな企画を通して、地域の幅広い世代に理解の増進を図ります。

【主な取組】

項 目	内 容
理解増進に関する企画	認知症をテーマとする市民向け講演会等の啓発イベントを始め、認知症についての正しい知識を普及啓発します。 ○はんだ認知症キラキラオレンジフェス（講演会・展示など） ○はんだオレンジフラワープロジェクト ○認知症安心ガイドブックの作成・周知 ○地域への出前講座
認知症サポーター養成講座	認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、見守る応援者です。認知症の人の行動には本人なりの理由があることなど、基本的な知識や対応方法等について理解を広げます。
認知症地域支援推進員の配置	地域をつなぐ「かけ橋」として、認知症地域支援推進員を配置し、啓発イベント、出前講座、認知症カフェとの連携、ご家族応援プロジェクト等を企画、実施し、地域のネットワークづくりを推進します。
企業との連携、研修支援	地域全体で支えていくため、認知症の人と接する機会が多いと想定される金融機関や公共機関で働く人たちの適応力向上を支援します。

(2) 社会参加の支援と相談体制の充実

認知症の人と家族等の視点を取り入れながら、認知症の人も地域に参画できる機会をサポートします。また、不安な気持ちを受け止め、地域において安心して暮らせるよう相談体制の充実、周知に取り組みます。

【主な取組】

項目	内容
認知症カフェの運営支援	認知症の人やその家族、地域の人、専門職がカフェ等で集う取組です。誰もが自由に訪れることができる場所で、認知症について知る、学ぶ、考えることのできる運営を支援します。
認知症の人と家族支援	「ご家族応援プロジェクト」として認知症カフェ等と連携し、初期の認知症の人やその家族を中心に、介護・認知症の基本的な知識と不安を和らげる交流の場、個別相談の場を設けます。
早期発見、早期対応に関する取組	認知症初期集中支援チームを運営し、早期診断、早期対応の充実に図ります。
認知症高齢者等個人賠償責任保険	認知症高齢者等が日常生活上で事故に遭い、他人の身体又は財産に損害を与えた等により法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険に加入し、地域で安心して生活できる環境を整備します。

★ ご紹介：ふくし相談窓口 ★

本市では、市民に身近な場所で気軽に相談できる「ふくし相談窓口」を市内の福祉事業所を中心に整備を進めています。

「ふくし相談窓口」では、高齢、障がい、ひとり親、生活困窮など福祉のあらゆる分野で、もちろん認知症に関しても相談することができます。相談内容によっては、市役所や半田市包括支援センター等の関係機関へつなぎます。

<ふくし相談窓口のステッカー>



IV 支援が必要になったときも安心して利用できる介護保険サービス

(1) 介護保険サービスの供給体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、介護保険サービスの供給体制の整備を図ります。

【主な取組】

項 目	内 容
介護予防・日常生活支援総合事業の充実	要支援者等の介護予防と多様な生活支援のニーズに対応するため「訪問型サービス」「通所型サービス」「介護予防ケアマネジメント」の更なる普及・充実について推進していきます。
在宅サービスの充実	夜間帯も含めて、居宅要介護者が安心して在宅で生活できる環境を整えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護・（看護）小規模多機能型居宅介護などのサービスを整備していきます。
地域密着型サービスの充実	地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのものであり、居宅要介護者の様々なニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスを整備していきます。
施設サービスの充実	高齢者の増加に伴う要介護者の重度化への対応を図るため、施設サービスの充実を図ります。
共生型サービスの充実	障がいがある高齢者が、通い慣れたサービス事業所に高齢者となっても引き続き利用できるよう、障がい福祉サービス事業者に対し、介護保険事業サービス事業所としての認可への相談対応を行います。
介護保険制度の普及	はんだ市報・ホームページや出前講座の開催を通じて、介護保険サービスに関する情報提供を充実させます。また、介護離職防止リーフレットの配布などにより、介護と仕事の両立支援を図ります。

(2) 介護給付の適正化

利用者に対する適切な介護サービスの確保につながるよう、サービス事業者への指導・監督を徹底し、介護給付の適正化に努めます。

【主な取組】

項 目	内 容
認定調査状況チェック	公平で適正な要介護認定を行うため、市職員（認定調査員）による認定調査を継続実施します。また、愛知県主催の研修の受講や市内内部の研修会の開催により、認定調査員や認定審査会委員の質の向上を図ります。
ケアプランチェックの実施	利用者の自立支援を目指した適切なケアプランが作成されるよう、居宅介護支援事業所から提出されたケアプランの点検を実施し、必要に応じて指導・助言などを行います。
住宅改修等の点検	住宅改修工事の前後に、申請どおりの工事内容になっているか、利用者の身体状況に応じた適切な改修内容になっているかについて、適宜、現地調査を行います。
医療情報との突合・縦覧点検	介護サービス給付費が適正に請求されているかについて、愛知県国保連合会の介護給付適正化システムから提供される医療給付情報と介護給付情報との突合や縦覧点検帳票の確認による点検を実施、必要に応じ事業者への指導を行います。
介護給付費通知	介護サービス事業者が保険請求したサービスの利用日数（回数）や費用などの内容について、利用者本人（または家族）に通知することにより、事業者のサービス提供が適切に行われたかどうかについて、利用者自らが確認することを促進します。
実地指導・監査の実施	介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため指導・監査を行います。
未更新者への状況確認の実施	要介護認定更新の時期に未更新者に対して電話等にて内容を確認します。
介護保険サービス事業者振興事業	介護保険関係者への講座を開催します。

(3) 介護人材の確保・定着

少子高齢化がますます進展する中で、介護保険制度を持続させていくための最重要課題が「介護人材の確保」です。国の推進する、給与も含めた処遇改善と併せて、介護職のイメージ向上、職場環境の改善等を一体的に取り組み、人材の定着を図ります。

【主な取組】

項 目	内 容
介護職の新規就労支援	介護人材フォーラムの開催や、新規資格取得に係る公的補助制度の確立など、新規就労者を増やすための取り組みを検討していきます。
介護事業所間の連携強化	業種ごとの担当者会議を開催し、サービス提供や介護現場におけるハラメントなどについての情報交換・相談機会を設けることで、介護職の現状把握と離職予防を図っていきます。
生産性向上による職場環境改善	介護ロボット・ICT 活用を促進し、介護現場の環境改善をもって人材の定着を図っていきます。

V 住み慣れたまちで最期まで暮らす

(1) 在宅医療と介護の連携推進

在宅医療とは、病院・診療所以外の場所において提供される医療を指すものです。医療と介護の両方が必要になったときに、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護が一体的に提供される多職種連携を推進します。また、ご本人やその家族が自ら適切な支援やサービスを選択できるように、普及啓発に取り組みます。

【主な取組】

項目	内容
かかりつけ医・かかりつけ歯科医 ・かかりつけ薬局の普及	半田市医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会とともに病気になった時や健康に不安があるときに自らの健康管理のアドバイザーとなるかかりつけをもつことを普及します。
在宅医療・介護サポートセンター運営	○相談支援 ・ご本人やご家族からの在宅医療に関する相談 ・医療機関やケアマネジャーなど関係者からの在宅医療に関する相談 ○普及啓発 ・在宅医療普及啓発講演会の実施 ・人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）の普及
情報共有の支援	○在宅医療・介護連携 ICT システム（だし丸くんネット）の管理・運営、普及 ○情報共有ツールの整備
多職種連携の推進	○在宅医療・介護連携協議会 医療・介護の連携に関する現状の把握と課題の抽出、解決策の検討をします。 ○在宅ケア推進地域連絡協議会 職種の情報共有や連携に関する研修を行い、相互理解と顔のみえる関係づくりを進めます。 ○近隣市町との広域連携

★ 半田市版「医療・ケアについての私の事前指示書」 ★

本市では、自分で意志を伝えられない場合に備え、「医療・ケアについての私の事前指示書」を配布しています。自分のことを自分で決めることができるうちに、ご家族をはじめ親しい人、かかりつけ医、ケアマネジャーと相談します。お互いに納得できたら、事前指示書に書き記しておくことで、自分らしい最善の選択をすることに役立ちます。

(2) 権利擁護に向けた取組

判断能力が衰えても、その人に寄り添いながら人権と財産を守り、地域で安心して暮らせる体制づくりが大切です。

また、被虐待者には、判断能力が低下した高齢者も多く、地域での早期発見のための普及啓発を促進します。

【主な取組】

項 目	内 容
成年後見制度利用促進事業	<ul style="list-style-type: none">○認知症、精神障がい、知的障がい等により物事を判断する能力が十分でない方の権利と財産を守る成年後見制度の理解と利用の促進をします。○知多地域成年後見制度利用促進計画と整合性を図りながら、各種事業を進めます。
高齢者虐待防止事業	<ul style="list-style-type: none">○虐待防止連絡協議会を開催し、警察や保健所等との情報共有を進めます。○養護する側が虐待者とならないよう介護サービス事業所を対象にした研修会を実施します。○早期発見のため、市民向け虐待防止の普及啓発を行います。

VI 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステムのさらなる推進

高齢者をはじめ、市民ひとりひとりが、人生のどの段階でも自分らしい暮らしを続けることができるよう、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた、地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係者間で実態や課題を分析できる環境づくりを推進し、その取組や進捗状況の「見える化」を行います。

【主な取組】

項目	内容
半田市包括支援センターの体制の強化	高齢者のみならず、その家族、世帯からの相談を受け止め、増大するニーズに適切に対応できるよう、現在の包括支援センターの体制を見直し、地域にある多機関との連携体制を強化しながら切れ目のない支援を目指します。
地域ケア個別会議	○自立支援多職種カンファレンス 在宅生活を続けていくための効果的な支援方法等を検討し、自立支援・重度化防止のための協議を行います。 ○困難事例の対応 適切な支援につなげていない困難事例を協議し、高齢者等の個別の支援を充実させるために実施します。
地域ケア推進会議	○半田市介護保険運営協議会 「地域ケア個別会議」で蓄積した事例を地域の課題と捉え、市の施策や高齢者等の課題に応じたさまざまなサービス等の提供体制を地域で整えることを目指します。
保険者機能強化推進交付金等の評価結果の公表	国が示す「保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金の評価指標」や、県の「愛知県地域包括ケア評価指標」、「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」に基づき、介護保険運営協議会等にて評価結果を公表します。

★ 重層的な支援 ★

令和3年4月から重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障がい者といったそれぞれの制度の対象とならない制度の狭間の人や、家庭の中で複合化した課題を抱えていて、一つの支援機関だけでは解決できない複雑化・複合化したケースなどを対象として、属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行うものです。半田市においても、令和3年度から準備事業を進めてきて、令和5年度から本格実施を開始しています。